

○鹿沼市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準

平成13年2月28日

告示第25号

改正 平成19年2月28日告示第32号

(目的)

第1条 この指導基準は、鹿沼市浄化槽指導要綱(平成13年鹿沼市告示第24号。以下「要綱」という。)第6条第2号ただし書の規定により、浄化槽からの放流水を敷地内で処理するための装置(以下「処理装置」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 処理装置を設置する場所は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 原則として日照及び通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。
- (2) 地下水位が地盤面下(処理装置の底面)から1.5メートル以上の場所で、湿潤でない場所であること。
- (3) 処理装置と他の施設等の外周間の距離は、次のとおりであること。
 - ア 隣地境界まで1メートル以上
 - イ 建築物まで1メートル以上
 - ウ 原則として井戸その他の水源まで水平距離30メートル以上とする。ただし、敷地の形状、地形等により、水平距離30メートル以上を確保できない場合は、あらかじめ市長に協議すること。

(平成19告示32・一部改正)

(構造等)

第3条 処理装置の構造は、次の各号に掲げる基準に適合すること。

- (1) 処理装置はトレンチ等により、均等に放流水が散水できる構造であること。
- (2) 重力浸透を防止するシート、受皿等を設けることとし、材料は耐久性のあるものとする。
- (3) 処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる柵等を設ける構造であること。
- (4) 処理装置は浄化槽の放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。
- (5) 保守点検及び清掃作業が容易にできる構造であること。

(放流水の水質基準)

第4条 浄化槽からの放流水の水質は、次の基準に適合すること。

区分	BOD
単独処理浄化槽	日間平均値 60 mg/リットル以下
合併処理浄化槽	日間平均値 20 mg/リットル以下

(その他の留意事項)

第5条 処理装置の設置者及び管理者は、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 処理装置の機能が十分に発揮されるよう常に点検を行うこと。
- (2) 処理装置を設置した区域の地表には、建築物を設けたり、舗装をしたりしないこと。

(設置に係る手続)

第6条 処理装置を設置し、浄化槽放流水を敷地内処理しようとする者は、浄化槽の設置等に伴う場合には浄化槽設置等の届出書に、建築の確認申請等に伴う場合には浄化槽仕様書に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付して市長又は建築主事に提出しなければならない。

- (1) 処理装置概要書(様式第1号)
- (2) 処理装置の構造図
- (3) 平面図及び断面図(ただし、平面図には処理能力計算、図面作成者及び作成年月日を記載すること。)
- (4) 設置場所付近の見取図
- (5) 建築物、浄化槽、処理装置、隣地との境界、井戸等の位置を明示した図
- (6) 設置場所付近の状況写真
- (7) 維持管理に関する誓約書(様式第2号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(平成19告示32・一部改正)

改正文(平成19年2月28日告示第32号)抄

平成19年3月1日から適用する。

様式第1号

浄化槽放流水の敷地内処理装置概要書

設 置 者			
設 置 場 所			
処 理 装 置 の 名 称			
処 理 能 力	処 理 水 量	m ³ /日	
	処 理 水 水 質	BOD	mg/リットル
	処 理 面 積	m ²	
設置場所付近の状況 (処理施設と他の施設等の外周間との距離)	隣 地 境 界	m	
	建 築 物	m	
	井 戸 等	m	
製 造 者	住 所		
	氏 名		
施 工 業 者	住 所		
	氏 名		
浄 化 槽 の 概 要	人槽及び日平均汚水量	人槽	m ³ /日
	処 理 方 式	単 独	合 併
	処 理 水 水 質	BOD	mg/リットル
後処理装置の概要 (単独処理浄化槽の場合)	名 称		
	処 理 方 式		
	処 理 能 力	BOD除去率	%

様式第2号

維持管理に関する誓約書

私は、_____に
設置する「浄化槽放流水の敷地内処理装置」の維持管理を適正に行うとともに、処理装置
の維持管理に起因して付近の生活環境保全上支障が生じた場合は、速やかに改善するこ
とを誓約いたします。

年 月 日

鹿沼市長 様

設置者 住所 _____
氏名 _____ 印